

<p>国鉄改革完遂！ 当たり前労働運動を 前進させよう！ JR 東海労に 結集しよう！</p>	<p>J R 東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地 N T T 054-284-3608 発行責任者 半場弘恭 2020 年 12 月 12 日 No.12</p>
---	--------------------	-----------	---

申第8号「東海道線金谷菊川間の信号機トラブルにおける乗務員への対応について」申し入れ

乗務終了帰宅後の呼び出しは看過できない！

地本は、会社に申第8号「東海道線金谷菊川間の信号機トラブルにおける乗務員への対応について」の申し入れを行いました。

12月1日東海道線金谷菊川間で発生した下り閉そく信号機のトラブルにおいて、関係列車の乗務員が勤務終了して帰宅後に、職場へ呼び出されて状況聴取される事象がありました。本来、帰宅後で休養すべきところ、本人が「疲れているので日を改めてやってもらえないか」と対応したにも関わらず、応じざるを得ないような管理者の言動によって強要されたものといえ、看過することはできません。

J R 東海労は安心して働ける職場環境を目指して取り組んでいきます。

申第8号の要旨

- 帰宅後の呼び出しについて、強要した事実を反省し本人に謝罪すること。
- 社員の健康を重んじ、勤務終了後に呼び出すようなことは今後行わないこと。
- 勤務終了帰宅後の呼び出しは、就業規則の何条に基づくのか明らかにすること。